

平成 28 年 4 月 14 日

〔 外 務 省 〕
〔 財 務 省 〕
〔 経 済 産 業 省 〕

タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置の対象者の追加について

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第1267号、第1333号、第1390号、第1988号及び第1989号等に基づき、同理事会制裁委員会（以下、「制裁委員会」という。）により指定されたタリバーン関係者等に対し資産凍結等の措置を講じてきたが、今般、制裁委員会が1個人を追加指定したことに伴い、これに対する資産凍結等の措置を講じることとする。

(1) 措置の内容

外務省告示(4月15日公布)により、タリバーン関係者等として指定される者に対する外国為替及び外国貿易法に基づく次の措置を4月15日から実施する。

i) 支払規制

外務省告示により指定される者に対する支払を許可制とする。

ii) 資本取引規制

外務省告示により指定される者との間の資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制とする。

(2) 対象者

別添参照

(注) 今回の措置により、当該措置の対象となるタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等は合計495個人・団体となる。

連絡・問い合わせ先

外務省総合外交政策局国際安全・治安対策協力室
財務省国際局調査課外国為替室
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-3580-3311 内線 3307
TEL 03-3581-4111 内線 5289
TEL 03-3501-1511 内線 3241

(別添)

○追加されるタリバーン関係者等

【アル・カーイダ／ISIL(ダーイシュ)と関係を有する個人】

734. ナイフ・サラーム・ムハンマド・ウジャイム・アル・ハバビ(別名:(a)ナイフ・サラーム・ムハンマド・ウジャイム・アル・ハバビ(b)ファルク・アル・カハターニー(c)ファルク・アル・カタリ(d)ファルーク・アル・カハターニー・アル・カタリ(e)シェイク・ファルーク・アル・カハターニー(f)シャイク・イムラン・ファルーク(g)シェイク・ファロク・アル・カタリ)

NAYEF SALAM MUHAMMAD UJAYM AL-HABABI (a.k.a.: (a)Nayf Salam Muhammad Ujaym al-Hababi (b)Faruq al-Qahtani (c)Faruq al-Qatari (d)Farouq al-Qahtani al-Qatari (e)Sheikh Farooq al-Qahtani (f)Shaykh Imran Farouk (g)Sheikh Farouq al-Qatari)

称号: Sheikh(シェイク)

役職: 不明

生年月日: (a)1981年(b)1980年頃

出生地: サウジアラビア

国籍: (a)サウジアラビア(b)カタール

旅券番号: カタール旅券番号 592667(2007年5月3日発行)

ID番号: 不明

住所: アフガニスタン(2009年以降)

国連制裁委員会による指定日: 2016年3月28日

その他の情報: アフガニスタン東部における、アル・カーイダ(166. に指定した団体)の首長。少なくとも2010年半ば以降、アフガニスタンにてアル・カーイダの大隊を率いている。